

「休業要請対象施設を市職員が利用していたことについて」とのご意見について回答いたします。

令和2年5月15日 掲示

貴重なご意見をいただきありがとうございます。「休業要請対象施設を市職員が利用していたことについて」につきまして回答いたします。

市職員が休業要請対象施設（市内スポーツ施設）を利用していたとの報道の件につきましては、公務員としての自覚が足りず、大変に遺憾なことであり、休業や外出自粛等に取り組まれている市民の皆様に対しまして、誠に申し訳ないと考えております。

現在のところ、当該施設に係るクラスター感染となる事実は確認されておりませんが、十分に発生の可能性があったことを考えると軽率な行動であったとの批判は免れません。

自宅待機となった職員の状況につきましては、以下のとおりです。原則として、新型コロナウイルスに感染した方が当該施設を利用した4月16日から休館となった前日の4月26日の間に、本人又は家族が当該施設を訪れた職員は、全員2週間の自宅待機といたしました。

- ・職員本人（5名）の利用につきまして、当該施設の利用が3名で、フロント来訪のみが2名でした。なお、新型コロナウイルス感染症に感染した方と同じ日（4月16日又は21日）の同じ時間帯の利用はありません。
- ・職員の家族の利用（3名）につきまして、当該施設の利用が3名でした。なお、新型コロナウイルスに感染した方と同じ日及び同じ時間帯の利用が2名ありました。
- ・その後、健康観察を行ってきましたが、職員本人及び職員の家族より新型コロナウイルス感染症を疑われるような症状はありません。なお、職員につきましては5月11日までに全員が職場に復帰しております。

また、懲戒処分につきましては、地方公務員法等に規定する懲戒処分事由に該当する行為であったとは認められないため、処分の対象とすることはできません。

今回のことを踏まえ、市職員に対しまして公務員としてのより一層の自覚と注意を促し、このような事態の再発防止に努めてまいります。

この度は、誠に申し訳ありませんでした。

【回答者：総合政策部 総務課 人事係 TEL：0287（23）8702】

令和2年5月15日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700